

介護保険情報誌

みんなの 介護保険



今回は、介護保険の手続き、平成31年度予算などについてお知らせします。

■地域のデータ(平成31年2月28日現在)

総人口

126,223人

世帯数

51,294戸

65歳以上人口

33,308人

高齢化率

26.39%

(鳥栖地区広域市町村圏組合は、鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町で構成されています)

VOL.30
2019.4

鳥栖地区広域市町村圏組合

介護保険の手続きについて

介護保険のサービスを利用するには、要介護認定の申請または基本チェックリストの実施が必要です。

介護や支援が必要になったら、まず地域包括支援センターや市町の窓口にご相談しましょう。相談の内容によって、

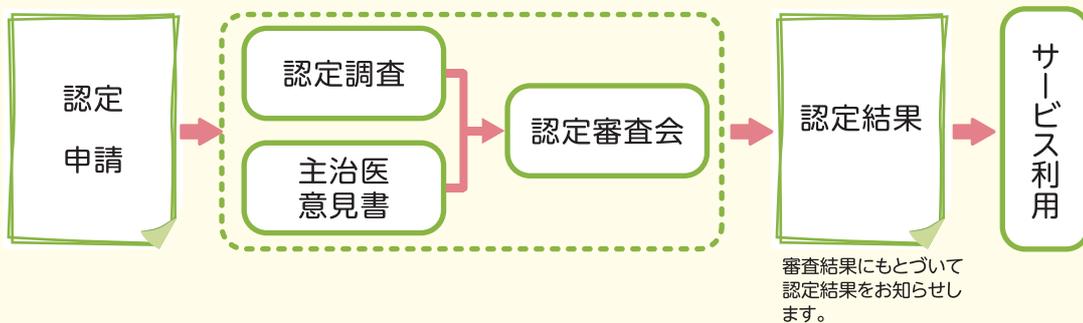
- ・ 総合事業を利用したい人は、基本チェックリストを行います。→ ①へ
- ・ 介護保険を利用したい人は、要介護(要支援)認定申請をします。→ ②へ

サービスを利用するまでの流れ

① 心身や日常生活の状態など25項目のチェックを行い、生活機能を調べます。



② 申請後、認定調査と主治医意見書の内容を認定審査会で審査し、要介護度を判定します。



要介護1～5 介護保険の介護サービスを利用できます

要支援1・2 介護保険の介護予防サービスと介護予防・生活支援サービスを利用できます

問い合わせ：介護保険課 認定係 TEL 0942-81-3315

認定調査

認定調査員が訪問し、本人の心身の状況を調査します。

- 申請して、後日調査実施日の調整をして訪問します。調査にかかる時間は、1時間程度です。日頃の状況を把握できる場所で行います。
- 全国一律の調査票により、74項目の基本調査、概況調査を行います。
- 調査には、本人だけでなく、本人の日頃の様子ができる方も立ち会ってください。

主治医意見書

**介護の判定には、主治医の意見書が必要です。
申請書に書かれた主治医に意見書作成を依頼します。**

- 主治医とは、介護が必要な状態となった原因の病気を治療している医師や、かかりつけの医師など本人の心身の状況をよく理解している医師をさします。
- 申請時に『予診票』を渡しますので、受診するときに主治医（医療機関）に提出してください。意見書作成依頼は、介護保険課から郵送で行います。
- 長期間受診をしていないと、医師は意見書を書くことができません。申請の際には必ず受診してください。



認定結果の有効期間と更新手続き

認定の効力発生日は認定申請日になります。※1

認定の有効期限は新規の場合は原則6か月、更新の場合は原則12か月です。※2

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

※1 更新の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日

※2 介護認定審査会の意見に基づき、認定の有効期限を新規・変更は12か月まで、更新は36か月までに延長する場合があります。

転入時の認定

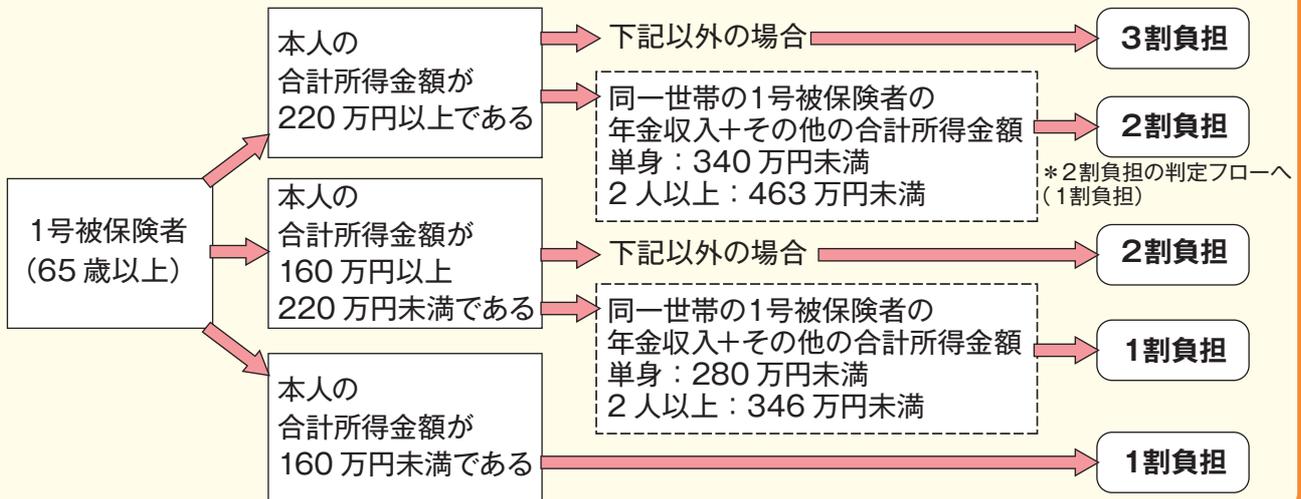
- 他市町村で認定を受けている被保険者が転入した時は、転入日から14日以内に転出時に交付された受給資格証明書を添えて認定を申請すると認定審査会での審査・判定を経ることなく証明書の内容に即して認定ができます。
- 申請後、引き継がれた要介護・要支援状態区分等を記載した被保険者証を交付します。認定有効期間は、転入日から原則6か月ですが、有効期間の短縮・延長を行う場合があります。

平成30年8月から

利用者負担の割合が2割の人のうち、とくに所得の高い人の負担割合が3割になりました。

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、現役並みの所得を有する者の負担割合を2割から3割に引き上げられました。
※利用者の負担割合は、本組合から交付される「介護保険負担割合証」に記載されています。

【負担割合の判定フロー】



平成30年8月から

高額医療・高額介護合算制度の70歳以上の人がいる世帯の所得区分が変更されました。

介護保険と医療保険の両方に支払った金額がそれぞれ自己負担限度額を越えたとき、超えた分の額が支給されます。さらに1年間（毎年8月～翌年7月）の自己負担額を合算して下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が支給されます。

【世帯の年間での自己負担限度額】

所得 基礎控除後の 総所得金額等	70歳未満 の人がいる 世帯	平成30年7月算定分まで			平成30年8月算定分から		
		所得区分	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者 医療制度で 医療を受けて いる人が いる世帯	所得区分	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者 医療制度で 医療を受けて いる人が いる世帯
901万円超	212万円	現役並み 所得者	67万円	67万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円				課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円				課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円	一般	56万円	56万円
住民税 世帯非課税	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円	19万円	低所得者Ⅰ	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分で介護保険サービスの利用者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。
※毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。
※支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。(対象者の方には申請書が送付されます。)

問い合わせ:介護保険課 給付係 TEL 0942-81-3315

鳥栖地区広域市町村圏組合 サポーター事業についてのご案内

サポーター事業(介護支援ボランティアポイント制度)について

サポーター事業は、「サポーター」として登録された方が、市町により認定を受けた機関において、介護支援ボランティア活動を行う事業です。

鳥栖地区広域市町村圏組合圏域（鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町）においては、平成30年4月から開始しました。

（「サポーター」＝「サポート」をする人という意味の造語）

参加対象者について

鳥栖地区広域市町村圏組合圏域（鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町）に住民票がある40歳以上の方で、要支援・要介護認定のいずれも受けていない方です。

サポーター活動への参加方法について

「サポーター登録申請書」を、佐賀県長寿社会振興財団にご提出（郵送又は持参）ください。（「サポーター登録申請書」は、鳥栖地区広域市町村圏組合や鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町の高齢者福祉担当課の窓口等で取得可能です）

活動内容・活動場所について

- ・サポーターの活動場所は、鳥栖地区広域市町村圏組合が受入機関として認定した、介護サービス事業所等または地域の介護予防教室、高齢者ふれあいサロン等
- ・サポーター活動の対象となる活動内容は次の通りです。
 1. レクリエーション等の指導、参加支援
 2. お茶だし、食堂内の配膳、下膳等の補助
 3. 散歩、外出及び館内移動の補助
 4. 施設の催事に関する手伝い（模擬店、会場設営、演芸披露等）
 5. 話し相手・傾聴
 6. 施設の職員と共に行う軽微かつ補助的な活動（清掃、草刈の補助等）
 7. 高齢者ふれあいサロン、食生活改善事業等の活動
 8. 介護予防体操、レクリエーション等の指導及び介護予防教室等の開催・参加支援
 9. その他、鳥栖地区広域市町村圏組合が認める活動



※ この事業の詳細は、市町の高齢者福祉担当課の窓口等でお配りしておりますチラシまたは佐賀県長寿社会振興財団のホームページ掲載情報をご確認いただくか、佐賀県長寿社会振興財団（0952-31-4165）へお電話でお尋ねください。

※ 鳥栖地区広域市町村圏組合（事業主体）は、「サポーター事業」の管理機関として、公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団に、本事業の運営等に関する業務を委託しています。

問い合わせ：介護保険課 地域支援係 TEL 0942-81-3111
佐賀県長寿社会振興財団 TEL 0952-31-4165

相談無料!!

ものわすれ・よかよか相談室 のご案内



「認知症やものわすれについて知りたい・相談したい」

「不安な気持ちを聞いてほしい…」



「ものわすれ・よかよか相談室」はものわすれや認知症について不安に思っているご家族や支援者などの悩みや問題を解決するためのお手伝いをする相談窓口です。

※ 認知症の方やご家族を支援する専門的な資格(看護師・認知症ケア上級専門士等)を持ち「家族の会」の会員である行政職員が対応しており、個人情報を守られます。

まずは、お気軽にお電話ください!

ものわすれ・よかよか相談室

電話番号：0942-81-3111 (相談員：神崎)
かんざき

☆相談室への来所が難しい方のご相談にも応じております☆

日時：毎月第1・第3火曜日 13時30分～16時30分

場所：鳥栖地区広域市町村圏組合(鳥栖消防署の南側)

(〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494番地1)

認知症の人は「何もわからない人」ではありません。

自分の中で「何か変だ」と感じ、不安やイライラした気持ちが強くなっています。年齢を重ねるとほとんどの人に「ものわすれ」が出てきて、心身共にストレスに弱くなります。

地域には、ひとり暮らしやふたり暮らしの高齢者が増えています。

「あれ!今までとは違う?」とはじめに感じるのは家族や地域の人です。

まずは、気軽にお話ししてみませんか?

平成31年度介護保険特別会計予算について

平成31年度は、第7期介護保険事業計画の2年目の年となります。
昨年度と比べて、123,804千円の増、1.31%の伸びとなっています。

歳入状況

単位:千円

項目	31年度当初	30年度当初	比較	伸率
1 保険料	2,254,200	2,241,392	12,808	0.57%
2 構成市・町負担金	1,469,945	1,404,394	65,551	4.67%
3 国・県支出金	3,407,313	3,379,426	27,887	0.83%
4 支払基金交付金*1	2,447,743	2,430,552	17,191	0.71%
5 繰入金*2	28,641	28,274	367	1.30%
6 その他	14	14	0	0.00%
歳入合計	9,607,856	9,484,052	123,804	1.31%

- ※1 40歳から64歳までの方の保険料相当分が、社会保険診療報酬基金から交付されるものです。
- ※2 第7期計画期間の保険料の上昇分を抑制するため、これまで積み立てておいた資金を計画的に取り崩して繰り入れるもの等です。

歳出状況

単位:千円

項目	31年度当初	30年度当初	比較	伸率	
1 総務費	187,130	175,774	11,356	6.46%	
2 保険給付費	8,698,912	8,598,729	100,183	1.17%	
内訳	介護サービス等諸費(要介護者への給付)	8,039,820	7,913,095	126,725	1.60%
	介護予防サービス等諸費(要支援者への給付)	295,924	275,972	19,952	7.23%
	その他サービス等費*3	363,168	409,662	△46,494	△11.35%
3 地域支援事業費*4	669,309	657,045	12,264	1.87%	
内訳	介護予防・生活支援サービス事業費	317,207	326,840	△9,633	△2.95%
	一般介護予防事業費	94,526	75,713	18,813	24.85%
	包括的支援事業・任意事業費	255,774	252,579	3,195	1.26%
	その他諸費	1,802	1,913	△111	△5.80%
4 その他	2,505	2,504	1	0.04%	
5 予備費	50,000	50,000	0	0.00%	
歳出合計	9,607,856	9,484,052	123,804	1.31%	

- ※3 「高額介護サービス等費」「高額医療合算介護サービス等費」「特定入所者介護サービス等費」「審査支払手数料」にかかる費用です。
- ※4 構成市町が実施する介護予防事業及び地域包括支援センターの運営等にかかる費用です。

問い合わせ：総務課 総務係 TEL 0942-81-4825

もうすぐ65歳を迎えられる方へ

介護保険制度において、65歳は第2号被保険者から第1号被保険者に切り替わる節目の年齢です。65歳になられますと、下記のように変わります。

被保険者証 (青色)

誕生月の上旬に、介護保険の第1号被保険者であることの証として、65歳を迎えられる方全員に郵送にて配布されます。介護サービスを利用される場合に必要となりますので、大切に保管しましょう。

介護保険料

65歳を迎えられる前までは加入されている医療保険料と合わせて納付されていましたが、65歳からは個別で本組合に納めていただく方法に切り替わります(医療保険の介護分との二重納付にはなりません)。

誕生月の翌月に納付書、介護保険料のご案内等の書類が郵送されます。

介護保険料の納め忘れはございませんか？

平成30年度の介護保険料は、第10期(納期限：平成31年4月1日)が最後の納期分となりますが、これより以前の分で納め忘れとなっている保険料はないでしょうか？

未納の保険料がありますと、将来ご自身が介護サービスを利用される際に、利用負担金が通常より大きくなるなど給付制限が生じる場合がございます。

今一度お手元の領収書や書類等で納付状況の確認をしていただきますようお願いいたします。

※ご家族の中に高齢者がいらっしゃるご家庭へお願い

65歳以上の方で、ご家族に心配かけまいと未納の分を溜め込んでしまうケースがみられます。将来介護を利用される場合、ご家族様にとっても、介護サービス利用時の給付制限は大きな負担となることとなります。

ご家族内に65歳以上の方がいらっしゃいましたら、本人様宛の郵便物や介護保険料の納付状況を気に掛けていただけたら幸いです。

納付状況の確認、納付についての相談は、下記の介護保険料係までご連絡ください。

■お問い合わせは / 鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス <https://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

◎出前講座、その他総務全般に関すること・・・総務課 総務係

TEL 0942-81-4825 FAX 0942-85-2084

◎介護保険料に関すること..... 総務課 収納対策室 介護保険料係

TEL 0942-85-3637 FAX 0942-85-2084

◎要介護・要支援認定に関すること..... 介護保険課 認定係

◎介護保険給付に関すること..... 介護保険課 給付係

TEL 0942-81-3315 FAX 0942-81-3316

◎介護予防に関すること..... 介護保険課 地域支援係

TEL 0942-81-3111 FAX 0942-81-3316